第７次障害者計画

令和９年度～令和１４年度

［共に生き、共に築く、私たちのまち－流山］

令和９年３月

流山市

目次

第１編　総論 ..... － 1 －
第１章　計画策定の背景と趣旨 ..... － 1 －
１　計画策定にあたって ..... － 1 －
２　計画の位置づけと他計画との関係 ..... － 3 －
３　計画の期間 ..... － 4 －
第２章　流山市における障害者の状況 ..... － 5 －
第３章　第６次障害者計画の振り返り ..... － 16 －
第４章　計画の目標 ..... － 22 －
第２編　各論 ..... － 28 －
第１章　生活環境 ..... － 28 －
１　ユニバーサルデザイン・バリアフリー化によるまちづくりの推進 ... － 28 －
２　防災、防犯等の推進 ..... － 29 －
第２章　情報アクセシビリティ、意思疎通支援 ..... － 31 －
１　情報提供の充実 ..... － 31 －
２　情報バリアフリー化の推進 ..... － 32 －
３　意思疎通支援者の養成・活用 ..... － 33 －
第３章　理解促進 ..... － 34 －
１　差別解消の推進 ..... － 34 －
２　権利擁護の推進 ..... － 35 －
３　障害に対する理解の促進 ..... － 36 －
第４章　生活支援 ..... － 38 －
１　相談支援体制の充実 ..... － 38 －
２　地域生活への移行支援 ..... － 39 －
３　生活支援の充実 ..... － 40 －
４　地域生活支援拠点等の充実 ..... － 40 －
５　経済的自立の支援 ..... － 41 －
第５章　保健・医療 ..... － 42 －

１　疾病予防の充実 ..... － 42 －
２　医療機関・関係機関との連携 ..... － 43 －
第６章　雇用・就労 ..... － 44 －
１　就労や雇用の促進 ..... － 44 －
２　就労施設利用者の支援 ..... － 45 －
第７章　療育・教育 ..... － 46 －
１　保育・就学前教育の充実 ..... － 46 －
２　学校教育の充実 ..... － 47 －
３　切れ目のない支援体制の充実 ..... － 48 －
第８章　社会参加 ..... － 49 －
１　文化芸術・スポーツ活動の推進 ..... － 49 －
２　交流機会の拡大 ..... － 50 －
３　地域福祉の推進 ..... － 50 －
用語解説 ..... － 51 －

第１編　総論

第１章　計画策定の背景と趣旨

１　計画策定にあたって

（１）計画策定の背景

２０１４年（平成２６年）に国が批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）※」では、障害を心身の機能の障害のみに起因するとする「医学モデル」から、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方や、障害者が他の者との平等を基礎として、全ての権利及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための「合理的配慮＊」の概念が新たに取り入れられました。

この条約の理念に基づき、「障害者差別解消法＊の改正（事業者による合理的配慮の義務化）」等の法整備が行われるとともに、国は「第５次障害者基本計画」を策定し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

本市では、計画期間を１期６年とする「流山市障害者計画」と１期３年とする「流山市障害福祉計画・流山市障害児福祉計画」を策定し、共生社会＊の創生に向けて、全市民が参画・協働するまちづくりを推進してきました。

この度、「第６次流山市障害者計画」及び「第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、国や県の指針、社会情勢の変容を踏まえ、新たに「第７次流山市障害者計画」（以下「本計画」という。）及び「第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」（以下「福祉計画」という。）を策定します。

※　本文中に「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

（２）国及び県の障害者施策について

政府の「第５次障害者基本計画（令和５年度から令和９年度）」では、共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき施策の基本的な方向性が示されました。同計画では、障害者権利条約の理念を尊重し、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な施策の展開による障害特性やライフステージに応じた切れ目のない支援を掲げています。また、障害特性等に配慮したきめ細かい支援を行うとともに、障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難への配慮、デジタル化の推進による利便性の向上、ＰＤＣＡサイクル＊による実効性の確保など、分野横断的な視点を持って施策を総合的に実施するとしています。

千葉県においては、障害者基本法の理念と目的を踏まえ、「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目指し、「第八次千葉県障害者計画（令和６年度から令和８年度）」を策定しました。この計画は、県の障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の３つの計画を一体的に策定したものです。また、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例に基づき「手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成その他手話等の普及の促進に必要な施策」を含む計画としています。

県の計画では、各分野における施策に共通する基本的な考え方として、「自己決定の尊重と意思決定の支援」「あらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」「当事者本位の総合的・横断的な支援」「障害特性等に配慮した支援」「複合的困難に配慮したきめ細かい支援」「障害を理由とする差別の解消」「施策の総合的かつ計画的な取組の推進」を掲げています。また、近年の動向を踏まえ、「デジタル技術の活用」や「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（ＳＤＧｓの視点）」が盛り込まれ、障害のある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境の整備を目指しています。

※　本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

（３）流山市の障害者計画について

本市では、市の基本理念である「共に生き、共に築く、私たちのまち－流山」の実現を目指し、令和３年度から令和８年度を計画期間とする第６次流山市障害者計画を策定し、障害者が自らの能力を最大限発揮することにより、障害者の自立と社会参加ができるよう施策の展開を図っています。また、障害福祉計画では令和３年度から令和５年度を計画期間とする第６期、令和６年度から令和８年度を計画期間とする第７期の２期に分けて策定し、障害者が地域で生活するために不可欠な福祉サービス支給量を確保し、必要な財源の確保を確実に行うため、第６次流山市障害者計画と一体的に推進しています。

さらに、第２期、第３期流山市障害児福祉計画を第６期、第７期障害福祉計画と一体的に策定し、障害児の健やかな育成のための発達支援を行うため、障害児支援に関わるサービスの目標数値を定め、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョン＊の考え方に基づき、地域社会への参加を推進しています。

２　計画の位置づけと他計画との関係

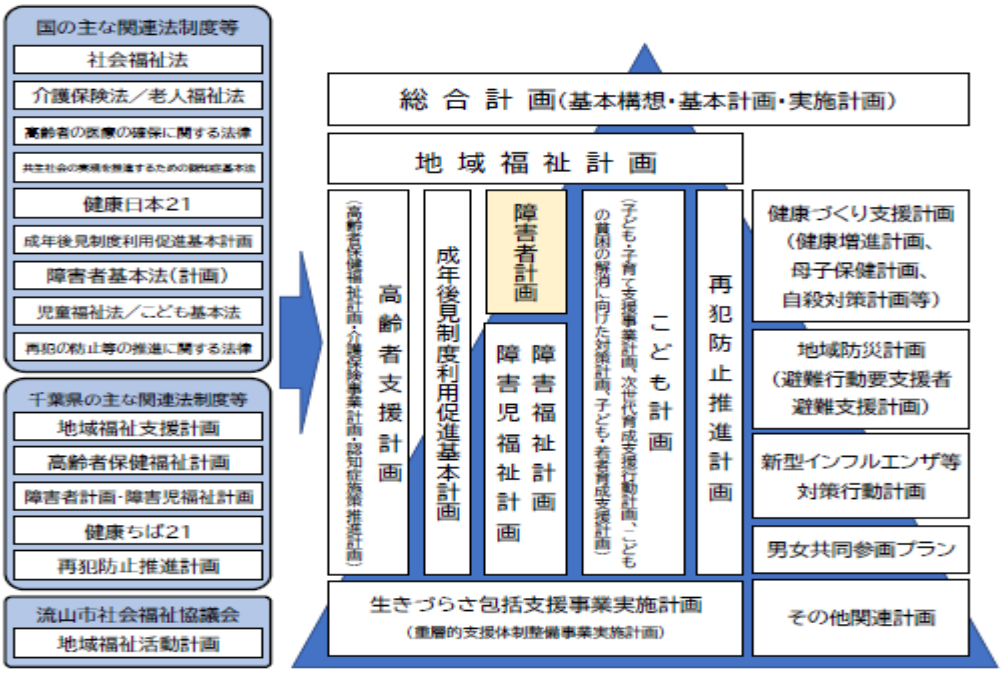
（１）位置づけ

本計画は、障害者基本法第１１条第３項に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策に関する基本的な計画として位置づけ、国及び県が策定した関連計画との整合性を図るとともに、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための理念や方向性を定めます。

また、本計画は、令和２年度から実施された「流山市総合計画＊（基本構想・基本計画・実施計画）」及び第５期流山市地域福祉計画の部門計画として策定します。

※　本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

（２）上位計画との関係



（３）持続可能な開発目標との関連

本計画を推進することで、２０１５年（平成２７年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成に向けた取組にもつなげていきます。ＳＤＧｓは１７のゴール（目標）と１６９のターゲット（取組）から構成されますが、本計画と関連性が高い目標として以下が挙げられます。

３　「すべての人に健康と福祉を」
１０「人や国の不平等をなくそう」
１１「住み続けられるまちづくりを」



３　計画の期間

本計画の期間は、令和９年度から令和１４年度の６年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

◆障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間

	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度	令和１３年度	令和１４年度
障害者計画	第６次計画	第７次計画					
障害福祉計画	第７期計画	第８期計画			第９期計画		
障害児福祉計画	第３期計画	第４期計画			第５期計画		

第２章　流山市における障害者の状況

１　身体障害者の状況

（１）身体障害者手帳について

身体障害者手帳とは、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方のうち、視覚・聴覚・肢体不自由・内部障害など、厚生労働省が定める基準に該当する方に交付される手帳です。

身体障害者手帳の申請受付は市町村が行い、千葉県が医師の意見書を基に審査会にて審査を行い、１級から６級の身体障害者手帳が交付されます。

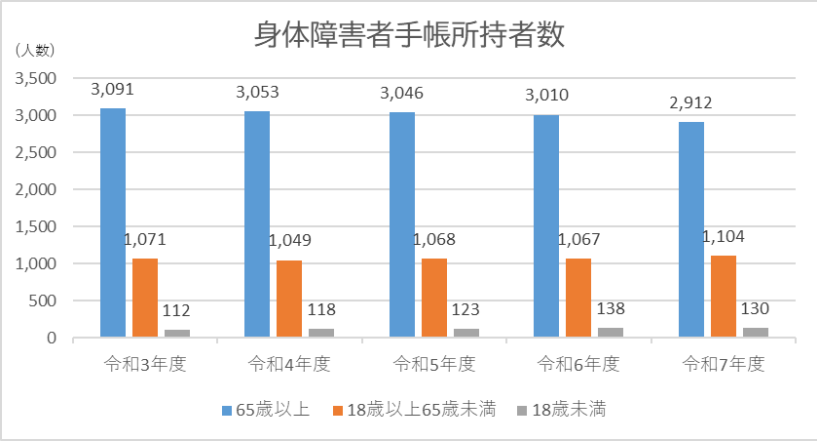
（２）身体障害者手帳所持者数

令和７年度３月末現在の身体障害者手帳所持者数は、１８歳未満１３０人、１８歳以上６５歳未満が１，１０４人、６５歳以上が２，９１２人となっており、合計で４，１４６人です。令和３年度の合計４，２７４人と比べると計１２８人減少しています。

身体障害者手帳所持者数　　単位：人

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
65 歳以上	3,091	3,053	3,046	3,010	2,912
18 歳以上 65 歳未満	1,071	1,049	1,068	1,067	1,104
18 歳未満	112	118	123	138	130
合　　計	4,274	4,220	4,237	4,215	4,146

※各年度の３月末現在の人数による。



人口に対する身体障害者手帳所持者の割合　　単位：人

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
身体障害者手帳所持者数	4,274	4,220	4,237	4,215	4,146
人口に対する 身体障害者の割合	2.08%	2.01%	2.00%	1.97%	1.92%

※各年度の３月末現在の人数による。

（３）障害種別状況

令和７年度３月末現在の身体障害者手帳所持者の障害種類別についてみると、肢体自由者が１,７６８人で約４２.６％を占めています。内部障害者は１,６８４人、約４０.６％で第２位を占めています。　　単位：人

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
視覚障害	253	250	262	275	275
聴覚・平衡	348	348	349	358	351
音声言語	64	64	62	71	68
肢体不自由	1,958	1,891	1,851	1,824	1,768
内部障害	1,651	1,667	1,713	1,687	1,684
合　　計	4,274	4,220	4,237	4,215	4,146

※各年度の３月末現在の人数による。

（４）種類別等級別状況

令和７年度３月末現在の身体障害者手帳所持者の等級別状況は、重い障害を有する１級が１,４９３人、２級が６３１人で合計２,１２４人となっており、全体の約５１.２％を占めています。また障害種類別に見てみると、１・２級の重度障害者＊のほとんどが肢体不自由者、内部機能障害者が占めています。　　単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	82	112	17	17	43	4
聴覚・平衡	7	73	48	92	1	130
音声言語	12	2	27	27		
肢体不自由	418	418	297	417	136	82
内部障害	974	26	274	410		
合　　計	1,493	631	663	963	180	216

※　本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

（５）年齢階層別状況

令和７年度３月末現在の身体障害者手帳所持者に占める６５歳以上は、２，９１２人と最も高くなっており、年齢層別割合は７０％を超えています。

単位：人

	0～17 歳	18～39 歳	40～64 歳	65 歳～
視覚障害	3	23	65	184
聴覚・平衡	15	23	62	251
音声言語	0	3	21	44
肢体不自由	82	99	434	1,153
内部障害	30	62	312	1,280
合　　計	130	210	894	2,912

※令和７年度３月末現在の人数

年齢層別割合

0～17 歳	18～39 歳	44～64 歳	65 歳以上
3.14%	5.07%	21.56%	70.23%

２　知的障害者の状況

（１）療育手帳（知的障害者手帳）について

知的障害とは、おおむね１８歳未満での知能指数が一定以下で、日常生活に支障をきたしている方が対象になります。その判定は千葉県の児童相談所（１８歳未満）及び障害者相談センター（１８歳以上）が行っており、重度（Ⓐ、Ａの１、Ａの２）、中度（Ｂの１）、軽度（Ｂの２）に判定され、千葉県が交付します。

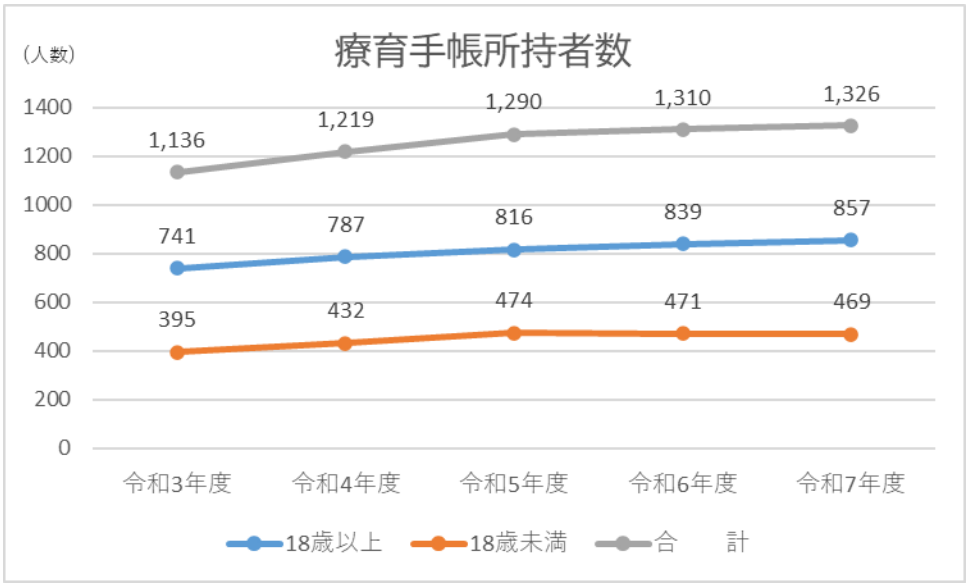
（２）療育手帳所持者数

令和７年度３月末現在の療育手帳所持者数は１，３２６人となっており、令和３年度と比べ１９０人の増加となりました。年齢層については、１８歳未満の方が３５．４％、１８歳以上が６４．６％を占めています。

療育手帳所持者数　　単位：人

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
18 歳以上	741	787	816	839	857
18 歳未満	395	432	474	471	469
合　　計	1,136	1,219	1,290	1,310	1,326

※各年度３月末現在の人数による。



年齢層別割合

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
18 歳以上	65.2%	64.6%	63.3%	64.0%	64.6%
18 歳未満	34.8%	35.4%	36.7%	36.0%	35.4%

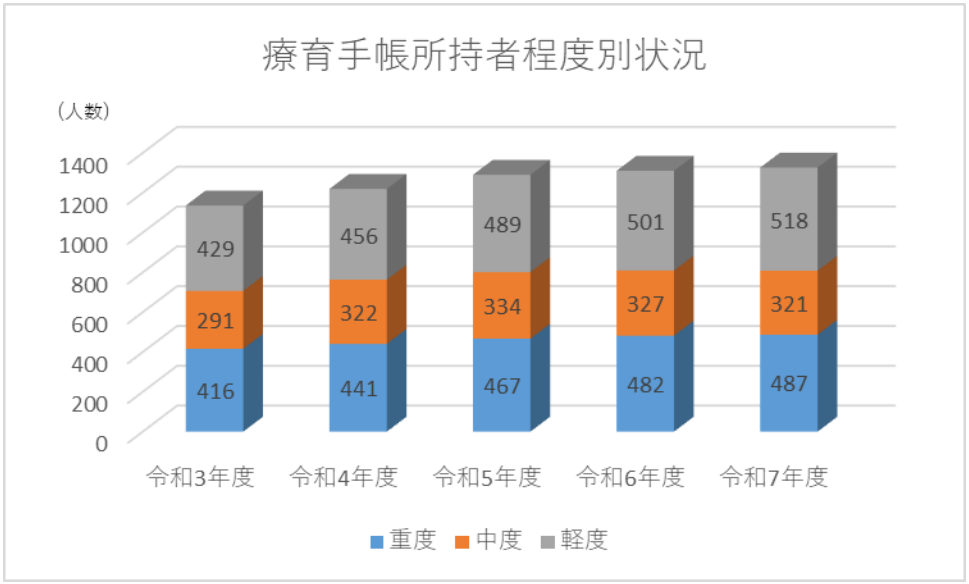
（３）程度別の状況

程度別の状況を見ますと、どの程度も令和３年度比で１１０％以上の増加率であり、特に軽度の知的障害者の増加率が１２０．７％と高くなっています。

単位：人

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
重度	416	441	467	482	487
中度	291	322	334	327	321
軽度	429	456	489	501	518
合計	1,136	1,219	1,290	1,310	1,326

※各年度の３月末現在の人数による。



３　精神障害者の状況

（１）精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となります。

精神障害者保健福祉手帳は、市町村が申請受付を行い、医師の診断書や障害年金の等級に基づき、千葉県精神保健福祉センターにて審査を行っており、千葉県が１級から３級の手帳を交付します。

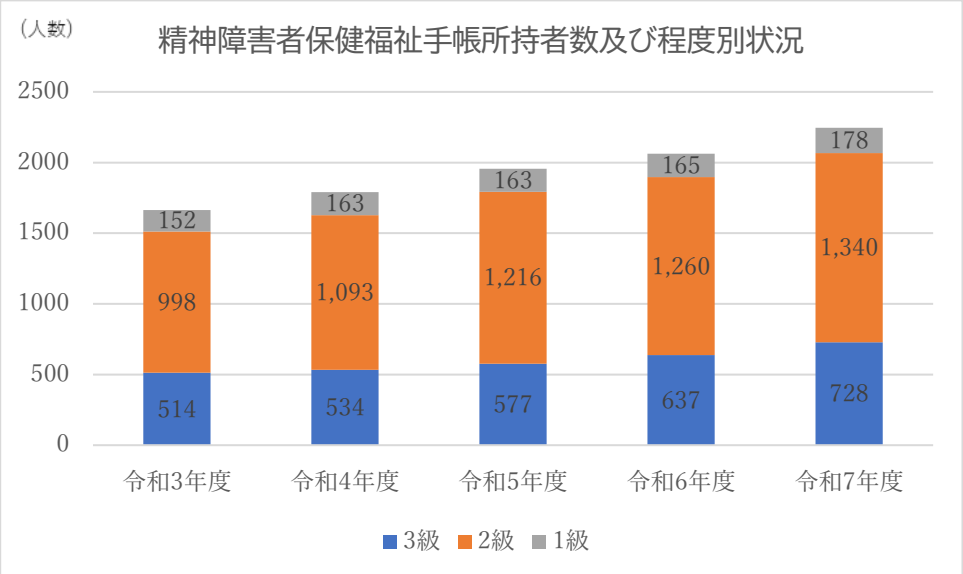
（２）精神障害者保健福祉手帳所持者数及び程度別の状況

令和７年度３月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は２，２４６人となっており、前年比１８４人の増加となりました。程度別では、２級が多くなっています。

単位：人

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１級	152	163	163	165	178
２級	998	1,093	1,216	1,260	1,340
３級	514	534	577	637	728
合計	1,664	1,790	1,956	2,062	2,246

※各年度３月末現在の人数による。



（３）自立支援医療＊（精神通院）・在院患者数

令和７年度３月末現在自立支援医療（精神通院）受給者数は３，５４１人となっており、前年度比６５人増加となりました。

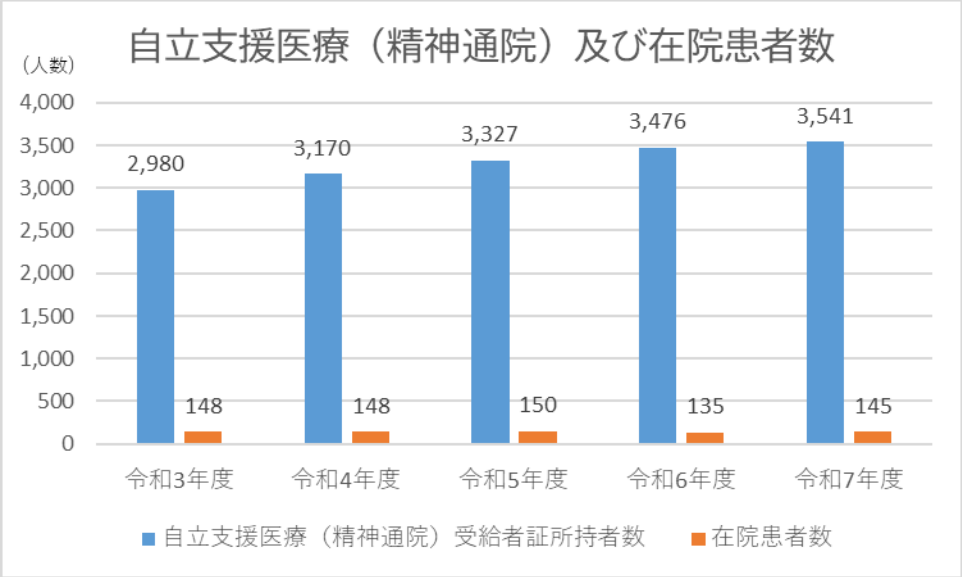
在院（入院）患者数は、近年では１４５人前後で推移しています。

単位：人

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数	2,980	3,170	3,327	3,476	3,541
在院患者数	148	148	150	135	145
合　　計	3,128	3,318	3,477	3,611	3,686

※各年度３月末現在の人数による。

※令和７年度の在院患者数及び合計欄は見込み値。



※自立支援（精神通院）受給者は、各年度の３月末現在の人数による。

※在院（入院）患者数は、各年度の６月末の人数による。

※精神障害者保健福祉手帳交付者との重複あり。

※本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

４　障害者手帳所持者の推計

令和９年から令和１４年までの６年間の障害者手帳所持者数を次のとおり推計し、計画の基礎数値とします。なお、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳所持者だけが必ずしも精神保健福祉法第５条で規定される精神障害者とはならないことから、自立支援医療（精神通院）受給者数及び在院（入院）患者数の総数を基礎数値として掲載しています。

単位：人

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
身体障害者（手帳所持者数）	4,114	4,082	4,050	4,018	3,986	3,954	3,922
知的障害者（手帳所持者数）	1,374	1,422	1,470	1,518	1,566	1,614	1,662
精神障害者（手帳所持者数）	2,392	2,538	2,684	2,830	2,976	3,122	3,268
精神障害者（通院・入院）	3,826	3,966	4,106	4,246	4,386	4,526	4,666

※障害者数は、各年度３月３１日現在の人数による。

※身体障害者の推計は、令和３年度から令和７年度までの年間平均増減数（△３２人）を毎年加味して積算。

※知的障害者の推計は、令和３年度から令和７年度までの年間平均増減数（４８人）を毎年加味して積算。

※精神障害者（手帳所持者）の推計は、令和３年度から令和７年度までの年間平均増減数（１４６人）を毎年加味して積算。

※精神障害者（通院・入院）の推計は、令和３年度から令和７年度までの年間平均増減見込数（１４０人）を毎年加味して積算。

なお、各障害者手帳所持者数については、特別な増減の要因がないことから、平均増減数を加味したものです。

５　移動手段の利用状況

区　　分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉タクシー利用券	利用者数	1,300 人	1,263 人	1,290 人	1,309 人	1,290 人
	支給枚数	103,057 枚	101,181 枚	101,924 枚	102,838 枚	102,260 枚
自動車燃料費助成	利用者数	1,341 人	1,353 人	1,368 人	1,372 人	1,369 人
	支給量(ℓ)	382,780	392,525	392,900	396,275	388,930
自動車改造費助成件数		3 件	2 件	2 件	2 件	1 件

福祉タクシー利用券＊・自動車燃料費助成の利用者数は令和３年度比で 100.7%とほぼ横ばいで推移しています。

６　住宅環境の状況

団地名	特目住宅区分	建築年度	構造	戸数	間取り
柳田団地４号棟	身体障害者向け住宅	平成２年度	耐火５階	２戸	３ＤＫ
大橋団地３号棟	身体障害者向け住宅	平成６年度	耐火４階	１戸	３ＤＫ
大橋団地４号棟	身体障害者向け住宅	平成７年度	耐火３階	１戸	３ＤＫ
三輪野山団地	身体障害者向け住宅	平成１５年度	耐火４階	２戸	３ＤＫ
西初石団地	身体障害者向け住宅	平成１７年度	耐火４階	３戸	２ＤＫ

※ 本文中の＊印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

7　特別な支援を要する児童・生徒の状況

（１）特別支援学校等学年別在籍者数　　単位：人

区分		聴覚障害	肢体不自由	知的障害	病弱	合計
小学生	１学年	０	１	１２	０	１３
	２学年	１	１	２５	０	２７
	３学年	２	３	２１	０	２６
	４学年	０	１	１５	０	１６
	５学年	０	２	１５	０	１７
	６学年	１	３	１５	０	１９
	小計	４	１１	１０３	０	１１８
中学生	１学年	０	２	２６	０	２８
	２学年	０	３	１０	０	１３
	３学年	０	１	１５	１	１７
	小計	０	６	５１	０	５８
合計		４	１７	１５４	１	１７６

※該当があった障害区分のみを記載　　令和８年５月１日現在

（２）特別支援学級在籍者数　　単位：人

区　分		在籍者数
小学校	１学年	１２６
	２学年	１４５
	３学年	１２９
	４学年	１３４
	５学年	１１４
	６学年	９９
	合　計	７４７

区　分		在籍者数
中学校	１学年	７５
	２学年	６３
	３学年	６１
	合　計	１９９

（３）通級による指導を受けている児童数（特別支援学級において通級的指導を含む）

単位：人

区　　分		言語障害	聴覚障害
小学校	１学年	３５	２
	２学年	３３	１
	３学年	４１	０
	４学年	２１	１
	５学年	１７	０
	６学年	１０	０
合　　計		１５７	４

※該当があった障害区分のみを記載

第３章　第６次障害者計画の振り返り

令和９年度から始まる本計画を策定するにあたり、ＰＤＣＡサイクルの導入により、第６次障害者計画について次のように評価します。

１　施策分野の評価

（１）安心・安全な生活環境の整備

災害時の支援体制を強化するため、福祉専門職を通じた個別避難計画の作成を推進するとともに、医療的ケア児等＊も参加する避難訓練の実施、福祉専門職と連携した安否確認の体制構築、福祉避難所の体制整備、地域ＢＣＰ＊の策定に取り組みました。

さらに、災害時情報伝達手段として、防災行政無線での放送内容を市公式ＬＩＮＥ、Ｘ（旧 Twitter）及びみどりのメールへ同時配信できる多メディア一斉配信システムを導入するとともに、障害等の理由から他者とのコミュニケーションが困難である方等のために避難所での使用を想定して、支援してほしいことなどが直接記入できるコミュニケーションベストを作成しました。

また、市役所庁舎のエレベーター改修に合わせた乗り場の段差解消や図書・博物館のトイレのバリアフリー化＊のほか、令和７年度に移転した消防本部・中央消防署庁舎においてユニバーサルデザインを採用するなど、公共施設の利便性向上を図りました。

（２）情報アクセシビリティ＊の向上及び意思疎通支援の充実

ユニバーサルデザインを意識した市ホームページの運用に努めるとともに、令和６年度から音声版広報ながれやまを、令和７年度からは各号のテキストデータを市ホームページに掲載するなど、情報アクセシビリティの向上を図りました。

障害者支援課内に手話通訳者を週５日設置したことに加え、令和５年度からは失語症向け支援者の登録を開始し、意思疎通支援の充実を図りました。また、平成３１年４月に施行した手話言語条例の普及促進に向け、出前講座や保育所等における手話と触れ合う会を開催し、手話の普及啓発に取り組みました。

障害者福祉センター＊においては、手話通訳者を養成するための講座、点字講座、失語症会話サポーター講座を継続的に開催し、意思疎通支援者の養成に努めました。

※　本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

（３）差別の解消、権利擁護＊の推進及び虐待の防止

障害者の権利を守るための支援体制として、障害者支援課内に「流山市障害者虐待防止センター＊」を設置し、障害者に対する養護者、施設従事者、使用者からの虐待の通報・届出への常時対応及び早期の事実確認を行い、障害者の安全確保と不安解消を第一に早期解決に努めました。

市民等への普及啓発については、毎年１２月の「障害者週間＊」に市内の障害者団体や、福祉施設等の協力のもと市役所ロビーでの作品展示や活動紹介を行ったほか、市内コンビニエンスストアへのパンフレット配布やデジタルサイネージの活用により、広く市民等への理解促進に取り組みました。さらに、市民まつりでの障害者福祉団体との交流、手話コーラスの披露及び啓発物品等の配布、市役所窓口への「耳マーク」設置や「ヘルプマーク」のポスター掲示を通じて、共生社会の実現に向けた理解啓発を進めました。

また、各小学校においては、道徳科や総合的な学習の時間を通じて障害理解やバリアフリーに関する学習を推進したほか、聴覚障害者を講師とした手話教室を開催し、聴覚障害の理解を深めるなど、互いを尊重し合い、思いやりの心を育む教育活動の充実に努めました。

（４）自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障害者相談支援事業の委託事業所を継続して設置するとともに、障害者の包括的支援を行うため、令和３年度からは基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の強化を図りました。また、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、各相談支援事業所＊等の関係機関が連携し、より身近な場所で日常生活の相談に応じられるよう、事業所連絡会を定期的に開催し、顔の見える関係づくり、情報共有等を行いました。

障害福祉サービスの提供体制については、グループホーム＊等の市内事業所は年々増加しており、日中サービス支援型グループホームも４か所となるなど、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための生活の場の確保を着実に進めました。一方で、本市の人口増加に伴って障害児者数も増加しており、心身の状態により、一人ひとりできることは違いますが、自立した生活に向けた支援と親亡き後に備えたさらなる体制整備の構築が必要です。

※　本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

（５）保健・医療の推進

がん検診や健康相談において、必要に応じて意思疎通支援者を派遣できる体制を整えたほか、健康づくり講座等の実施時には手話通訳者や要約筆記者を配置するなど、障害の特性に応じた配慮に努め、３歳児健康診査をはじめとする各種乳幼児検査の場では、集団行動が困難な児童への個別対応など、各家庭の状況に応じた必要な配慮を行いました。

さらに、新生児訪問や乳幼児健康診査の機会を通じて疾病や障害を把握した場合には、適切な制度や相談窓口の案内に努めました。合わせて、医療的ケア児等コーディネーターと連携した家庭訪問を実施するなど、早期発見から専門的な支援へつなげるための相談体制を整備しました。

（６）雇用・就業、経済的自立の支援

障害者就労支援センターでは、ハローワーク松戸や県立流山高等学園等の関係機関と連携し、一人ひとりに合った就労支援を行い、障害者の職場実習の受け入れや雇用の促進に努めました。事業者への支援としては、特定求職者雇用開発助成金の受給後も雇用を継続する事業主への「雇用促進奨励金」や、市内在住の障害者を職場実習に受け入れた事業主への「障害者職場実習奨励金」を交付し、地域における就労機会の確保と定着の推進を図りました。

また、就労継続支援施設等に通所している障害者への交通費を助成する「障害者支援施設等通所交通費助成制度」においては、令和５年度から対象施設を拡大、令和７年度からは自家用車通所の距離要件を撤廃して対象者を拡大するなど、経済的負担の軽減を図りました。

さらに、市役所内での業務を通じて、各個人の抱える就労課題への対処方法の習得と就労スキルの向上を図り、一般企業等への就職を目指す「チャレンジドオフィス＊ながれやま」を令和７年度に開設しました。

※　本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

（７）療育・教育の充実

市内小中学校における特別支援学級や通級指導教室の設置を進めるとともに、学習サポート教員・指導員を配置し、特別支援教育体制の充実を図りました。さらに、令和５年度からは市教育委員会に特別支援スーパーバイザーを配置し、各学校への派遣を通じた児童生徒へのかかわりや教職員への専門的な助言を行うことで、発達や障害の特性に即した教育体制を整備しました。

児童発達支援センターでは、障害児相談支援の希望者増加に伴い、相談支援専門員を増員して受け入れ体制を強化したほか、理学療法士等＊の専門職による適切な療育支援を提供しました。あわせて、保育所等を対象とした専門職による巡回相談を実施し、保育所等職員の支援力向上を図りました。

保育課では、令和６年度から保育施設への入所を希望する要配慮児童を対象に事前面談の実施による先行審査を開始しました。また、幼児教育支援センター附属幼稚園においては、多様性に応じた保育・教育の実現のために職員の育成を図るとともに、関係機関との相互理解の促進と連携強化を目的に、令和７年度より年２回の「幼児教育希望研修」を新たに開始しました。

障害児の支援としては、令和８年５月に重症心身障害児＊及び医療的ケア児の受け入れに特化した事業所が、同年６月には乳幼児期からの超早期支援を行う事業所がそれぞれ市の障害児者福祉施設整備費補助金を活用して開設されました。

（８）文化芸術活動・スポーツ等の振興

東京２０２０オリンピック・パラリンピック＊競技大会においては、オランダ代表のパラ卓球選手団を事前キャンプ地として誘致しました。新型コロナウイルスの影響により対面での交流は叶わなかったものの、市内中学生とのオンライン交流を通じてパラスポーツへの関心を高める機会を創出しました。

また、東京２０２５デフリンピック＊の開催に向け、デフスポーツ等の体験会を実施するなど、大会に向けた機運の醸成を図るとともに、聴覚障害及びデフスポーツの理解と啓発に努めました。

障害者福祉センターの講座の開催により、地域で多様な活動に親しめる環境を整えました。さらに、生涯学習センター（流山エルズ）では、日頃の文化活動の成果を披露する「チャレンジド・ステージ」を開催するなど、障害者の自己表現や生きがいづくりを支援し、文化活動の推進を図りました。

※ 本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

２　流山市の今後の取り組むべき主な課題と対応

第６次障害者計画の評価と、令和８年１月から２月にかけて実施した「流山市障害福祉に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）等を踏まえ、今後市が取り組むべき課題と対応について整理しました。

＜課題と対応について＞

（１）地域生活支援の充実

すべての障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活の場の確保を推進し、多様なニーズに応じたグループホームの整備など、これまでも一定の成果を上げてきました。一方で、本市の人口増加に伴い支援を必要とする人も増えていることから、将来にわたり持続可能な地域生活への移行を推進していく必要があります。

今後は、重度障害者に対応する日中サービス支援型グループホームや、医療的ケア児者・重症心身障害児者が安心して利用できる短期入所の確保、日中一時支援の充実など、多様化するニーズへの対応を進めます。あわせて、障害児者やその親の高齢化に伴う不安に寄り添い、権利擁護の基盤となる成年後見制度＊の普及啓発を進めるなど、誰もが将来にわたって住み慣れた地域で自立した生活を送れる環境づくりを推進します。

（２）相談支援体制の充実

基幹相談支援センターの設置やスムーズな連携を図るための事業所連絡会を実施するなど、体制の整備に取り組みましたが、本市の人口増加に伴う利用者の増加に対応するためには、より一層の充実が求められます。

引き続き、相談支援事業所や委託相談支援事業所等による相談支援体制の確保に取り組みながら、支援を必要とする障害児者には、複雑化・複合化した課題を抱える場合もあることから、高齢者なんでも相談室やくらしサポートセンターユーネット、よりそいサポートセンターなどの他の専門機関と連携を図り、包括的な支援に努めます。

※　本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

（３）雇用・就労の充実

障害のある人の経済的な自立や社会参加において、就労による安定した収入の確保は極めて重要な課題であり、アンケート調査からもその支援を求める声が寄せられています。本市としては、「障害者優先調達推進法＊」に基づき、市が発注する物品やサービス等の調達を率先して実施し、受注機会の拡大を通じた工賃・賃金の向上と雇用の安定につなげます。

また、民間企業等への就労を目指す障害者に対しては、通所交通費や利用者負担金の軽減措置をはじめとする各種助成制度を着実に実施し、就労への意欲を経済面・環境面からバックアップします。

さらに、障害者雇用のさらなる促進や職場実習の受け入れ拡大に向け、千葉県立特別支援学校流山高等学園等の関係機関との連携を図るとともに、事業主に向けた雇用促進や職場実習受け入れに関する支援制度の周知･情報提供を一体的に進めることで、企業側の理解促進を図り、多様な働き方が認められる雇用の場の創出に努めます。

（４）社会参加の推進

アンケート調査によると、「地域の行事や活動に参加していない」と答えた障害者が約半数を占めており、地域や社会へ積極的に参加するためには、参加しやすい「機会・場所・仲間」に加え、移動に関する支援も重要となっています。

この現状を踏まえ、誰もが安全･快適に利用し、つながりを育むことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮したインクルーシブな交流拠点の整備を進めます。

あわせて、障害児者等のつながりの提供や障害者団体との交流など、活動の機会の拡大を図り、誰もが主体的に多様な社会活動に参加できる地域社会の構築を目指します。

※ 本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

第４章　計画の目標

１ 計画の基本理念

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち－流山」を基本理念とします。

本計画では障害者基本法及び障害者総合支援法＊に基づき、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを含めるものにします。

※ 本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

２ 計画の基本方針 （施策体系）

本計画は、次のような基本的な考え方に基づいて展開していきます。

基本理念

共に生き、共に築く、私たちのまち ― 流山

施策分野	施策の展開方向
（１）生活環境	①ユニバーサルデザイン・バリアフリー化によるまちづくりの推進 ②防災、防犯等の推進
（２）情報アクセシビリティ、意思疎通支援	①情報提供の充実 ②情報バリアフリー化の推進 ③意思疎通支援者の養成・活用
（３）理解促進	①差別解消の推進 ②権利擁護の推進 ③障害に対する理解の促進
（４）生活支援	①相談支援体制の充実 ②地域生活への移行支援 ③生活支援の充実 ④地域生活支援拠点等＊の充実 ⑤経済的自立の支援
（５）保健・医療	①疾病予防の充実 ②医療機関・関係機関との連携
（６）雇用・就労	①就労や雇用の促進 ②就労施設利用者の支援
（７）療育・教育	①保育、就学前教育の充実 ②学校教育の充実 ③切れ目のない支援体制の充実
（８）社会参加	①文化芸術・スポーツ活動の推進 ②交流機会の拡大 ③地域福祉の推進

※ 本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

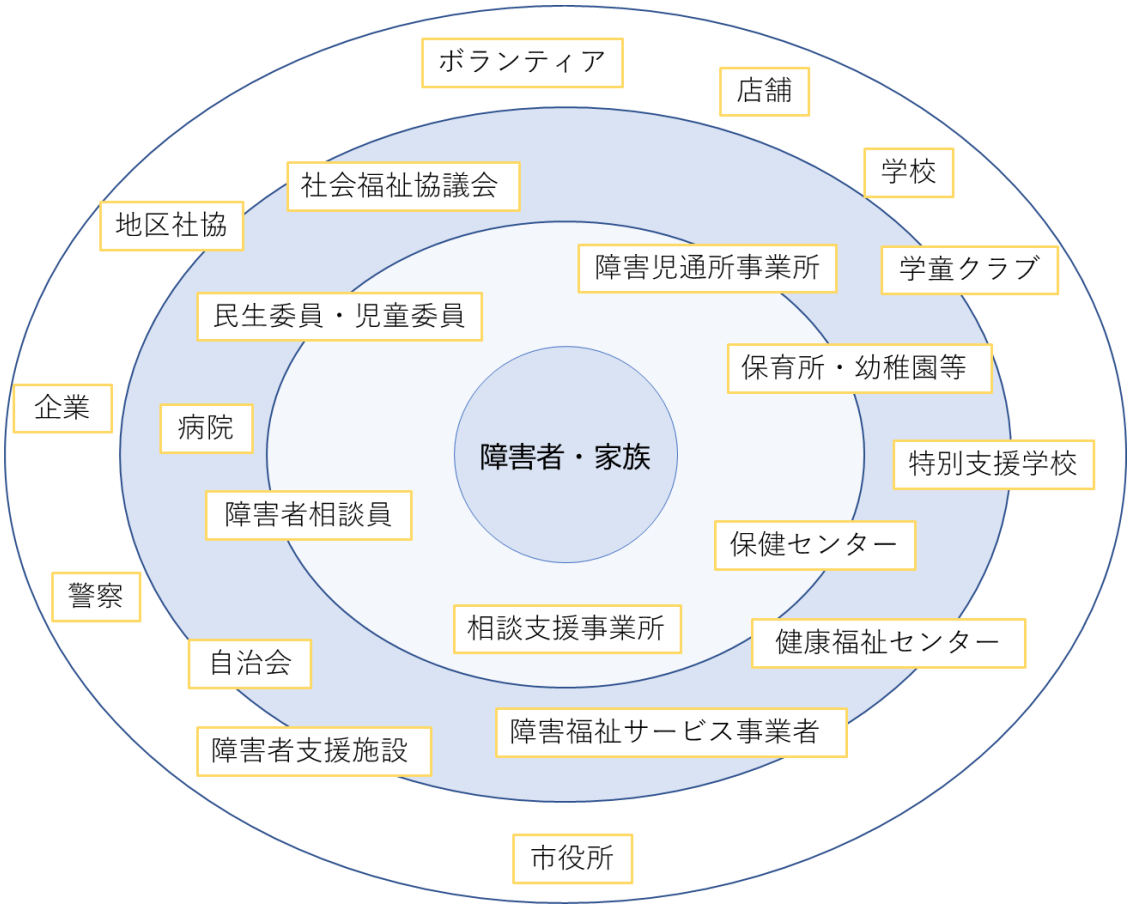
３ 計画の推進

（１）ネットワークとフットワーク

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指し、市民が参画・協働して障害者の福祉の向上に努めていきます。

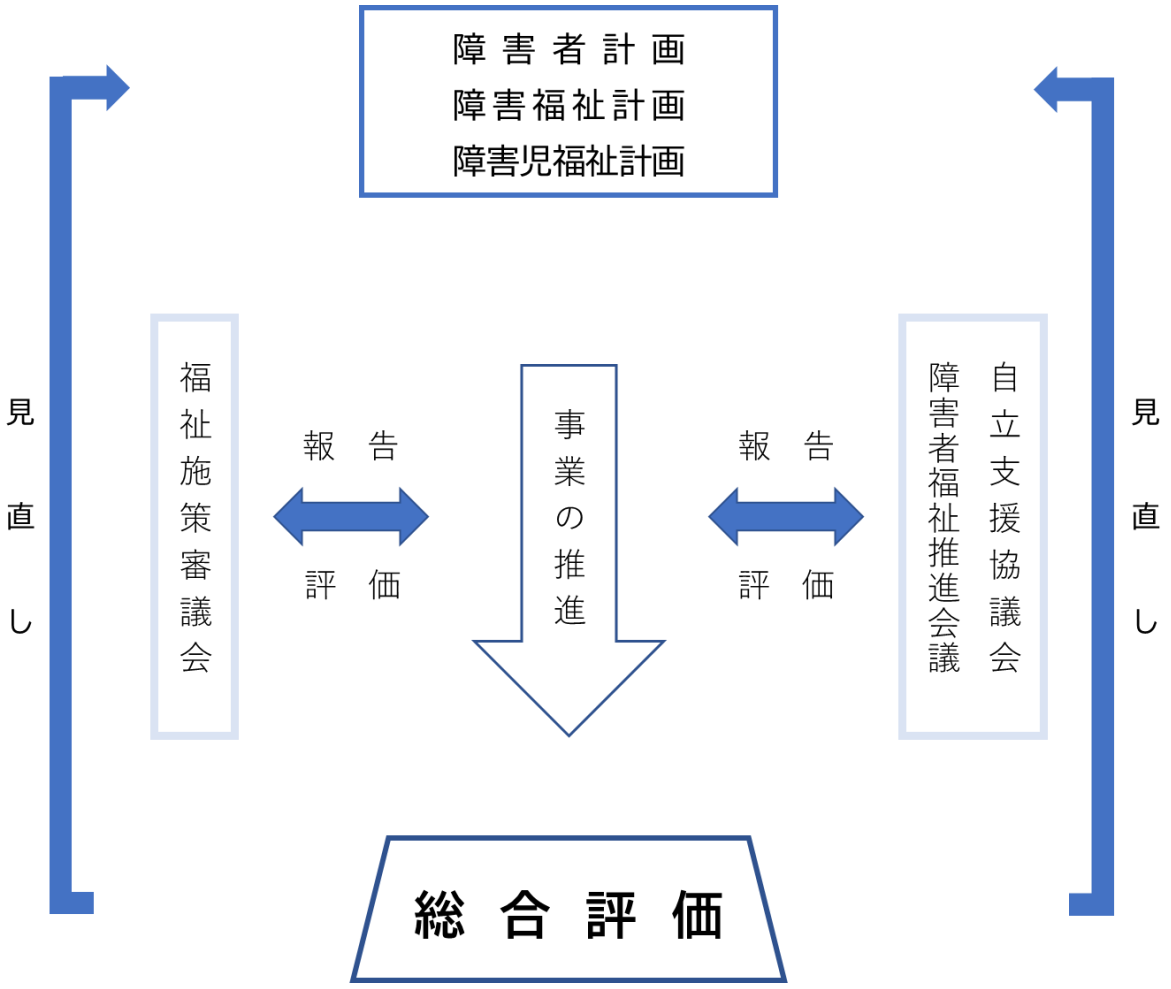
そのためには、私たちのまわりにある様々な福祉資源を活用することが大切です。

本計画では、行政だけでなく、自治会、地域の人々、民生（主任児童）委員、地区社協、ＮＰＯ、ボランティア、学校、企業、各種関係施設・団体等が、それぞれの立場に応じた役割を分担しながらネットワークを構築するとともに、協働というフットワークで、「共に生き、共に築く、私たちのまち－流山」を目指します。



（２）計画の進行管理と推進

障害者に関する総合的なサービス体制を確立するため、市民の代表から構成される市長の諮問機関である流山市福祉施策審議会＊や関係機関・当事者団体・ボランティアセンター等で構成される流山市障害者福祉推進会議＊と流山市地域自立支援協議会＊において、各機関・団体が連携し、計画の進行管理と推進を図っていきます。



※　本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

（３）流山市地域自立支援協議会の活用

障害者総合支援法に規定された地域自立支援協議会において、障害者が地域で暮らすため、生活やサービス面での課題を検討し、解決に向けて話し合いを行います。また、地域において障害者を支える関係機関とネットワークの構築を図り、流山市の障害福祉の向上を目指します。

全体会：全委員による協議の場

専門部会：流山市地域自立支援協議会では、５つの専門部会を設置し、専門的に課題検討と協議を行い全体会に報告します（必要に応じて開催）。

専門部会名称	概　要
①相談支援部会	相談支援体制の整備、地域課題の整理・提言、相談機関の役割と分担、各相談機関の相談技術のスキルアップ、個別会議（ケース会議）の開催等の役割を担う。
②地域生活支援部会	障害者が安心して地域で生活を営むために、障害者の「居住」のサポート、ボランティアの活用、障害者の防災、児童・民生委員との連携、地域住民への啓発等の役割を担う。
③就労支援部会	就労支援体制づくり、就労に関する障害福祉サービスと日中活動系も含めた広い範囲で、障害者の「働く」というテーマを基に就労関連の諸制度について検討する役割を担う。
④権利擁護部会	障害者虐待、障害者差別、成年後見制度などの障害者の権利擁護に関する制度や課題について協議し、権利擁護に関する普及啓発等の役割を担う。
⑤こども部会	障害児の支援に関して課題の抽出、ネットワークづくり、支援技術の向上等について検討、啓発する役割を担う。

（４）国・県への要請

障害者福祉のより一層の充実を目指し、各種障害者関連施設の整備拡充について、国・県への補助・助成の要請を行っていきます。

また、単一市町村では対応が困難な広域的な支援体制の構築、広域対応の施設整備や各種制度の拡充等についても要請していきます。

第２編　各論

第１章　生活環境

障害のある人が地域で安心・安全に生活するには、居宅における日常生活や外出先において、様々な社会的障壁を取り除く必要があります。

安心・安全で快適な生活環境の場を整備するために、住宅・公共施設・公共交通機関等においてバリアフリー化を推進するとともに、地域における防災・防犯等の推進をします。

１　ユニバーサルデザイン・バリアフリー化によるまちづくりの推進

［施策の方向性］

障害者を対象としたアンケート調査によると、障害者が外出するために必要な道路の段差解消や歩道整備等の移動環境の整備・維持管理を求める声が多く挙げられています。

障害者が安全に市内を移動できるよう、公共交通機関や道路・歩行空間のバリアフリー化を推進するとともに、公共施設においては、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
市街地の整備	つくばエクスプレス沿線整備事業について、障害者が安全で生活しやすい道路や歩道整備を進めていきます。	まちづくり推進課
公共交通のバリアフリー化	特に車椅子での乗降ニーズが高いバス停においては、車椅子によるスムーズな乗降が可能になるよう停留場の位置変更を含めてバス事業者と協議・検討を行います。	まちづくり推進課
歩行空間のバリアフリー化	歩行者の安全性向上のため、道路の新設・改良工事において歩道整備や点字ブロックの設置等を行います。 歩道等の整備等においては、交通弱者をはじめ誰もが利用しやすい道路整備に努めます。	道路建設課

既存施設のバリアフリー化	既存施設の改修計画に併せ、施設のバリアフリー化を促進します。	他関係各課
新規施設のバリアフリー化	新規公共施設においては、設計段階からバリアフリー・ユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進し、誰もが利用しやすいインクルーシブな施設を目指します。	まちづくり推進課 他関係各課

２　防災、防犯等の推進

［施策の方向性］

アンケート調査によると、災害時において「一人で避難ができない」と回答した人は全体で４０．９％にのぼり、災害時の避難体制の構築が急務となっています。

福祉専門職や地域の協力を得ながら、個別避難計画の作成をするとともに、日頃から地域住民同士や民生委員、事業所等とのネットワークづくりを進める体制整備が求められています。

事業名	事業内容と目標	実施主体
地域防災体制の充実	大規模な災害が発生した場合は、「流山市災害対策本部」を設置して、災害対策活動を行い、障害特性に対応できるよう、市ＬＩＮＥ公式アカウントやメール、ＳＮＳ、ＦＡＸなど、各種媒体により避難情報や災害情報の提供を行います。自治会等への防災講話などの際に、上記の情報発信媒体について周知し、市ＬＩＮＥ公式アカウントやメールへの登録の啓発を行います。引き続き、多メディア一斉配信システムにより、防災行政無線での放送内容と同様の内容を市ＬＩＮＥ公式アカウント、Ｘ（旧ツイッター）、みどりのメールによる同時配信を行います。	防災危機管理課

災害時の支援体制の整備	支え合い活動対象者名簿を活用し、地域における見守りや避難支援を行います。また、福祉専門職や地域の協力を得ながら、個別避難計画の作成を推進します。加えて、ひなんさんぽ（避難訓練）を推進します。 福祉事業所への説明会など福祉専門職と連携した取組を通して、災害対応の意識・体制強化を推進します。	福祉政策課
地域防犯体制の整備	地域での防犯活動の促進及び警察をはじめとする関係機関と連携して障害者が犯罪に巻き込まれない環境づくりを推進します。	コミュニティ課

第２章　情報アクセシビリティ、意思疎通支援

情報アクセシビリティに配慮した誰もが使いやすいホームページの構成や障害の特性に配慮した媒体での情報提供を行います。

また、手話通訳や要約筆記等により、コミュニケーション手段を確保して、障害のある人の意思疎通支援の推進に取り組みます。

１　情報提供の充実

［施策の方向性］

視覚障害をはじめ、様々な障害特性を持つ人が必要な行政情報を公平かつ迅速に取得できるよう、多様な手段を用いた情報提供体制を構築します。広報ながれやまの、音声版とテキストデータを市ホームページに掲載するとともに、市ホームページでは、web コンテンツのアクセシビリティを確保するための基準「JIS X 8341-3:2016」を意識して市ホームページを作成するなど、障害の特性に配慮した情報のバリアフリー化を推進します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
ホームページの活用	現代社会において、ＩＴの活用は非常に有効なものであり、市からの情報発信においても、ホームページの活用は誰もが簡単に情報の取得ができるものです。市ホームページは、どんな人でも分かりやすいユニバーサルデザインを意識し、特に視覚障害者にも対応できるものとなるよう充実を図ります。	秘書広報課
点字広報の提供	視覚障害者にとって、点字は大事な情報取得手段の一つとなります。点訳のボランティア団体が製作した点字による広報を提供します。	秘書広報課

声の広報の提供	点字のできない視覚障害者もいるため、音声による情報取得は重要であることから、音訳のボランティア団体が製作した音声による広報、又はメールにてテキストデータを提供します。 防災情報など重要な情報提供は、点字や音声による情報提供などコミュニケーションに障害のある人に配慮した情報提供を推進します。	秘書広報課

２　情報バリアフリー化の推進

［施策の方向性］

障害のある人が日常生活や社会参加において取り残されることがないよう、相談支援専門員や市役所窓口だけでなく、ＳＮＳ（LINE、Facebook、X など）等の多様な媒体を活用し、情報のバリアフリー化を推進します。

また、一人ひとりの障害特性やニーズに応じたサポート環境を整えるため、ＩＣＴ＊の活用支援や日常生活用具の給付、図書バリアフリーの普及などの支援体制の充実を図ります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
ＩＣＴ利用の推進	障害特性に応じてスマートフォン・タブレット・パソコン等の情報通信技術を活かしたコミュニケーション支援に努めます。	障害者支援課
ＩＣＴ関連の日常生活用具の給付	上肢機能障害者や視覚障害者のためのパソコンの周辺機器や専用ソフトなど、ＩＣＴに関わる日常生活用具を給付します。	障害者支援課

※　本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

様々な媒体での情報の発信	市ＨＰや広報ながれやま、市ＬＩＮＥ公式アカウントなど様々な媒体により必要な情報を発信します。	障害者支援課
図書バリアフリーの推進	宅配サービスや視覚障害者等サービスを実施し、読書バリアフリーサービスの周知と利用促進を図ります。	図書館

３　意思疎通支援者の養成・活用

［施策の方向性］

手話や文字での情報取得を必要とする聴覚障害者やコミュニケーションをとることが困難な失語症者が、円滑な意思の疎通を図ることを支援する意思疎通支援者は欠かせないものです。市では、講座による養成に努め、広報等で派遣の推進を図ります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
手話通訳者の設置	手話通訳者を週５日設置し、聴覚障害者の情報保障とコミュニケーションの充実をはかります。	障害者支援課
意思疎通支援者の養成	手話通訳者、要約筆記者、失語症者向け支援者を養成します。	障害者支援課
意思疎通支援の普及	聴覚障害者、失語症者の支援をすべく、意思疎通支援者の派遣事業を充実させるとともに、制度の普及に取り組みます。	障害者支援課

第３章　理解促進

障害者差別解消法や障害者虐待防止法＊などに基づき、日常生活・社会生活のあらゆる場面において、障害を理由とした差別の解消に向け、市民に対し啓発・周知するとともに、相談体制の充実を図ります。

また、障害者週間や学校等における体験学習など様々な機会や手段を通じて、障害の理解促進を図ります。

１　差別解消の推進

［施策の方向性］

アンケート調査において、「障害者差別解消法」の認知度が低い現状や障害を理由とする差別的取り扱いを経験や見聞きしている実態を踏まえ、同法の趣旨や意義について、さらなる周知・啓発を推進します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害者差別解消法の普及・啓発	障害者差別解消法に基づく障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や民間業者においても義務化された合理的配慮の提供に関して、事業者や市民等へ広く啓発を行います。	障害者支援課
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の趣旨の普及啓発のため、パンフレットを配布するとともに、障害者にやさしいまちづくりを目指します。	障害者支援課

※　本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

２　権利擁護の推進

［施策の方向性］

「障害者虐待防止法」や「成年後見制度」について、市民の認知度が高まっていない現状を改善するため、さらなる普及啓発を推進します。

また、関係機関等と連携しながら虐待の早期発見・早期対応に向け、支援体制の強化や成年後見制度の普及・促進を図ります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害者虐待防止対策	障害者虐待防止法に規定された障害者虐待防止センターを障害者支援課内に設置しています。 障害者に対する養護者、施設従事者、使用者からの虐待の通報・届出があった場合は、早期に事実確認を行い、必要に応じて本人の一時保護等の安全確保と不安解消を第一に早期解決を行います。 また、通報・届出先として障害者虐待防止センターの周知や障害者虐待防止について普及啓発します。	障害者支援課
成年後見制度の普及・促進	一次相談窓口である障害者相談支援事業委託事業所を活用するほか、二次相談窓口である流山市成年後見推進センターと連携し、講演会や相談会の実施により成年後見制度の普及・啓発を図ります。 障害により判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身近に申立てる親族がいない、報酬が負担できない等の理由により制度を利用できない場合でも、その権利を守られるよう必要な支援を行います。	障害者支援課

３　障害に対する理解の促進

［施策の方向性］

アンケート調査によると大多数の人がヘルプマーク、ヘルプカードを認知していますが、耳マークなどの障害者マークについての認知は低い状況です。各障害者マークの周知、小中学生への福祉の授業、市職員への研修など、あらゆる機会において障害者への理解を深める施策を推進します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害者週間の充実	毎年１２月３日～１２月９日の障害者週間において、障害者団体連絡協議会、市内福祉施設等の連携のもと、各団体の活動の紹介や作品等が展示できる場所を確保し、一般市民に障害者に対する理解の促進を図ります。	障害者支援課
障害者マークの周知	市窓口において、障害者のマークについて記載された「障害福祉の案内」を一般市民にも随時配布するほか、講習会や講演会などの機会に、耳マークや補助犬マーク、オストメイトマーク、ヘルプマーク等のポスター掲示やチラシを配布するなど障害者マークの周知を図り、障害者への理解を促進します。	障害者支援課
身体障害者補助犬への理解の促進	市窓口、イベント、行事等の機会を通して、身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の病院や飲食店等への同伴の理解に対するパンフレットとシールを配布することで、障害者が生活しやすい環境づくりを推進します。	障害者支援課
障害者に対する理解を深めるイベントの充実	障害者福祉センターにおいて、一般市民に対する障害者理解のための講演会を開催します。民生委員・児童委員の研修会や各団体が開催する講演会等に市職員や障害当事	障害者支援課

	者が講師として参加し、また、出前講座等の機会を通じて、地域の中で生活する障害者に対する理解を促進します。	
市職員に対する研修・啓発	新規採用職員向けに研修を中心に、障害者に対する理解及び対応の習得に努めます。	人材育成課
体験学習の実施	各学校において、学校や地域の実態に応じ、体験的な学習をとおして、障害理解や思いやりの心を育み、共生社会への理解促進を図ります。	指導課
福祉の授業	各学校において、道徳科や総合的な学習の時間等を通じて、障害当事者からの体験により障害者と触れあうことで心情豊かな人間性をはぐくみ、多様性を尊重し、互いを認め合う態度の育成を図ります。	指導課 障害者支援課
各障害に対する理解の促進	精神障害や発達障害＊、高次脳機能障害など様々な障害に対する理解を促進するためのイベントや後援をします。	障害者支援課
手話言語条例の普及促進に向けた各種事業の展開	平成３１年４月に施行した手話言語条例の普及促進に向け、各種事業を展開します。	障害者支援課

※　本文中の「＊」印が付いている用語については、「用語解説」に説明があります。

第４章　生活支援

障害者が地域で生活していくために、基幹相談支援センターや相談支援事業所など支援機関同士が連携し包括的にサポートする支援体制の整備や、多様なニーズに対応できる相談支援体制の更なる充実を図ります。

また、障害者自らが望む生活を実現できるよう、国による支援制度のほか、市の助成制度など、経済的支援を行います。

１　相談支援体制の充実

［施策の方向性］

アンケート調査によると、今後の施策の重要度について「何でも相談できる窓口など相談体制の充実」を求める人が３６．８％と非常に高い割合であり、相談支援体制の強化は重要な施策であることから、基幹相談支援センターを中心とした身近な地域における窓口が、多機関と連携を図り、重層的な相談支援体制の充実を図ります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
相談支援事業所の配置と活用	障害者の包括的支援をするために、基幹相談支援センターの設置、市内の地域ごとに相談支援事業所を市内３箇所及び市外１箇所設置し、障害者本人及びその家族が身近な場所で、日常生活の様々な課題について無料で相談ができる環境を確保します。	障害者支援課
障害者相談員の配置による体制の充実	基幹相談支援センター、相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、地域生活支援拠点等により、より身近に日常生活の相談に応じられるよう連携を図ります。 また、障害者のための相談窓口のひとつとして、障害者ご本人又はその保護者からなる障害者相談員（身体障害者相談員、知的障害者	障害者支援課

	相談員）を配置し、障害者の日常生活の悩みなどの相談支援を行います。	
多機関との連携	高齢者なんでも相談室やくらしサポートセンターユーネット、よりそいサポートセンターなどと連携を図り、相談支援を行います。	障害者支援課

２　地域生活への移行支援

［施策の方向性］

地域生活への移行の促進にあたり、障害のある人が入所施設や精神科病院への入院から地域生活へスムーズに移行できるよう、退院時の医療機関との連携や、在宅生活を支えるサービスの調整、地域の受け皿となる、グループホームや日中活動の場の充実を図ります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
施設や病院からグループホーム等への地域生活の移行促進	医療機関やサービス事業者との連携により、社会資源を活用しながら円滑に地域生活への移行を促進します。	障害者支援課
重度の障害者の施設（生活介護）支援、グループホームの充実	本人の状況に応じた自立した生活を目指し、地域における障害福祉サービスの提供体制の整備、グループホーム等の充実を図ります。	障害者支援課

３　生活支援の充実

［施策の方向性］

アンケート調査において、「自宅での生活を支援する在宅サービスの充実」が上位に挙げられていることから、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、医療的ケア児者の家族への対応や精神障害者のための地域ケアネットワークの構築など、多様化するニーズに応じた障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
在宅福祉サービスの充実	障害者総合支援法に定められた補聴器や義足などの福祉用具の支給を行うほか、特殊寝台やストマ用装具などの日常生活用具を必要とする方に、定められた用具の給付を行います。居宅における食事等の介助、調理、洗濯等の生活全般にわたる援助や短期間の施設への入所支援を行います。	障害者支援課
医療的ケア児者等の家族の支援	医療的ケア児者・重症心身障害児者を受け入れ可能な短期入所、夕方や休日に障害者が利用できる日中一時支援等の充実を図ります。	障害者支援課
精神障害者のための地域ケアネットワークの充実	保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、精神障害者のための地域ケアネットワークを構築します。	障害者支援課

４　地域生活支援拠点等の充実

［施策の方向性］

障害児者の重度化・高齢化や親亡き後の支援等、将来に不安を感じている声があります。障害者が地域社会で安心して暮らせるよう、生活を地域で支えるサービス提供体制を構築します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
地域生活支援拠点等の充実	障害者の重度化や高齢化、親亡き後を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制を充実します。	障害者支援課

５　経済的自立の支援

［施策の方向性］

アンケート調査によると、今後重要だと思う施策については「福祉手当・タクシー券の支給などの経済的支援の充実」を挙げている方が３８．８％おり、障害者及びその家庭における経済的支援の充実は社会参加の促進につながり、生活するうえで重要課題となっています。

障害者とその家庭に対する経済的な負担の軽減のため、国による公的年金制度や各種手当、自立支援医療費等の公的負担制度の情報発信を行うとともに、市の助成制度などにより経済的支援を行います。

事業名	事業内容と目標	実施主体
年金・手当制度・医療費公費負担制度の周知	障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当等の各種手当、自立支援医療等の公費負担制度の周知を図り、必要な支援が受けられるように努めます。	障害者支援課
市制度の利用による支援	市独自の制度である市福祉手当・自動車燃料券、福祉タクシー券、在宅障害者一時介護料の助成、精神障害者入院医療費支給、住宅改造費、小児慢性特定疾病児童日常生活用具、難聴児補聴器購入費の助成について、対象者が確実に制度を利用できるよう、適正な制度の運用に努めます。	障害者支援課

第５章　保健・医療

障害や疾病の早期発見により、障害の軽減や重度化の防止を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を強化し、支援の提供体制の充実を図ります。

１　疾病予防の充実

［施策の方向性］

障害の早期発見により、できるだけ早期に必要な療育を行うことが可能になり、障害の軽減や基本的な生活能力の向上が期待できます。同時に保護者の不安解消に対する支援も重要であることから、相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害者の検診体制の充実	障害特性に配慮した検診体制の実施に努めます。 集団検診では、必要に応じ手話通訳者の手配や介助が必要な方への対応等、本人にあわせた配慮が行えるよう体制整備に努めます。	健康増進課
乳幼児期における疾病や障害の早期発見	乳幼児期における疾病や障害に対するニーズを把握し、対応可能な支援サービスの提供に努めます。 集団健診では、必要に応じ保護者と連絡を取りながら会場で必要な配慮を行うとともに、訪問や健診の場等で疾病や障害を把握した場合には、必要な制度や相談窓口を案内することや、医療的ケア児等コーディネーターと連携し家庭訪問をするなど、関係機関と連携した相談体制の整備を図ります。	こども家庭センター 障害者支援課

２　医療機関・関係機関との連携

［施策の方向性］

障害者が定期的に健（検）診を受け、適切に医療機関を受診できることは大切です。また、そのためには福祉サービスの調整や連携は欠かせません。特に医療を必要としながらも調整が欠かせない医療的ケア児者や重症心身障害児者が、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の関連分野の支援を受けられるよう、支援体制の構築を図ります。

また、関係機関が連携を行うための体制整備を進めます。

事業名	事業内容と目標	実施主体
医療的ケア児等への支援体制の充実	医療的ケア児等のニーズを把握したうえで、対応できる支援サービスを提供できるよう努めるとともに、医療的ケア児等支援協議会での連携体制の強化に努めます。	障害者支援課
医療福祉サービス、介護サービスとの連携	障害者や介護者のニーズに的確に対応するためには、保健医療と福祉サービスの切れ目のない連携が必要です。 主に利用する制度の変わる６５歳到達時にもスムーズに必要なサービスが継続できるよう、保健医療・介護保険の関連する関係機関・部署との連携強化を図ります。	関係各課

第６章　雇用・就労

障害のある人が、その能力や適性を活かしながら、やりがいのある職業生活を実現できるよう、企業や関係機関との連携を強化し、雇用の場と就労支援体制の充実に努めます。

１　就労や雇用の促進

［施策の方向性］

障害者が地域で自立した生活を送るために必要な、雇用・就労の場の提供に向けた支援を行います。

また、地域で自立した生活を送るうえでは、収入の基盤づくりが重要であるため、チャレンジドオフィスながれやまの活用や、就労支援施設からの物品等の発注を促進します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
就労・雇用機会の充実	ハローワーク松戸や千葉県立特別支援学校流山高等学園等と連携し、障害者の雇用促進、職場実習の受け入れ拡充に努めます。 事業主への国助成金（特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用安定助成金等）と市奨励金（雇用促進奨励金、障害者職場実習奨励金）の周知に努めます。	商工振興課
優先調達の推進	「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者福祉施設からの物品および役務を調達することで、障害者の雇用の確保、工賃の向上に努めます。	障害者支援課
チャレンジドオフィスながれやまの活用	各個人が抱える就労問題の対処方法の習得や就労スキルの向上、就労機会の提供ができる環境を引き続き整備します。	障害者支援課

２　就労施設利用者の支援

［施策の方向性］

障害者が意欲を持って就労できるよう、就労支援施設利用者負担金助成及び通所交通費の助成を行います。

また、障害者就労支援センターにおいては、就労に向けた支援のみならず、就労後の支援についても充実を図ります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
就労系施設利用者の支援	就労移行支援及び就労継続支援を受ける施設利用者の利用料の助成と就労系施設等に通所している障害者の交通費の助成を行います。	障害者支援課
障害者就労支援センターの充実	就労を希望している障害者に対して、職業準備訓練・就労支援・職場定着支援・就労相談などを行い障害者の自立を目指します。	障害者就労支援センター

第７章　療育・教育

障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが共に成長できるよう、地域で専門的な保育・療育・教育を受けられる体制を整備します。

関係機関が互いに連携し、ライフステージ毎に必要な支援を行います。

１　保育・就学前教育の充実

［施策の方向性］

障害児と健常児との交流は、互いの成長に寄与するものです。

需要に応じた受け入れ体制を推進するとともに、児童発達支援センター中心に各所との連携を強化します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
幼稚園・保育所における社会性・対人性の向上及び障害児の保育等の充実	健常児との保育活動全体を通して引き続き社会性・対人性の向上を図り、入所希望者に先行審査を実施します。 配慮を必要とする子どもも含め、多様性に応じた発育・保育を展開できるよう、研修会の充実を図るとともに参加者数の増加を目指します。	保育課 幼児教育支援センター
児童発達支援センターの連携	地域の障害のある子どもの発達相談の入口として、子どもの発達に不安を感じる家族に対し、幅広い相談に応じ、必要に応じ適切な支援につなげています。 障害児相談支援事業においては、「障害児支援利用計画」に基づき、必要な支援が利用できるよう、相談援助を行います。また、ケアニーズの高い障害児の受け入れ体制の充実を図ります。 保育所等訪問支援や障害児等療育支援事業	児童発達支援センター

	により、地域の保育所等での支援に協力するとともに、巡回相談や研修会等を活用し、保育所等の支援力向上を図る等、地域のインクルージョンの推進に努めます。 民間の児童発達支援センターと連携を図り、地域の障害児支援ニーズや資源の把握、療育業務に係る情報交換等を行い、支援体制の整備、強化に努めます。	

２　学校教育の充実

［施策の方向性］

障害のある子どもが学校で学ぶための環境整備として、児童生徒の個別ニーズに基づいた学びの提供と、各段階での円滑な接続を行うべく、引き続き体制の確保を図り、学校教育の充実に努めます。

事業名	事業内容と目標	実施主体
特別支援教育体制の推進と充実	特別支援学級、通級指導教室の設置と学習サポート教員・指導員の配置を継続し、特別支援教育の体制の充実を図ります。	指導課
学びのつながり支援の充実	今後も継続して就学説明会や特別支援学級・通級指導教室の見学会を開催し、各園と小学校の引継ぎの場を設けます。	指導課
教育・療育施設の充実	今後も継続して特別支援スーパーバイザーを配置し、児童生徒と関わったり教職員に助言したりすることをとおして、発達や障害に即した特別支援教育の充実を図ります。	指導課

３　切れ目のない支援体制の充実

［施策の方向性］

　各ライフステージや個々の特性に合わせた支援を充実させ、段階のシームレスな移行を図ることで、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

発達障害等障害児相談支援の充実	増加する利用者に対応し、サービス利用を含めた相談ができるよう障害児相談支援の充実を目指します。	障害者支援課
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の充実	支援が必要な障害児に対して、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援などの必要なサービスが提供できる体制の充実を図ります。	障害者支援課
通学・通所の移動支援の充実	屋外での移動が困難な障害児へ通学・通所時における移動の介護及びその他必要な支援を行います。	障害者支援課

第８章　社会参加

アンケート調査では、最近１年間の地域の行事や活動の参加状況について、「参加していない」が４９．２％と最も多くなっています。

地域活動や文化芸術･スポーツ活動などの社会参加を通じて、地域生活の充実を図り、障害のある人とない人との相互理解を深めます。

１　文化芸術・スポーツ活動の推進

［施策の方向性］

地域での日常的な活動の充実を図るべく、文化芸術・スポーツ活動への関心が高められるよう、機会の提供や情報発信に努めます。

事業名	事業内容と目標	実施主体
各種スポーツ大会への参加促進	障害者スポーツに対する理解・関心を高めるため、障害者団体と連携し、障害者スポーツ大会等への参加を促進します。 ユニバーサルスポーツに関心を持ってもらうために、ユニバーサル用具等の充実とユニバーサルスポーツの体験会等を実施します。	障害者支援課 スポーツ振興課
障害者レクリエーション活動の推進	障害者福祉センターを中心に、障害者団体と連携し、障害者が楽しめる講座や発表の場、イベントを実施します。	障害者福祉センター 障害者支援課
障害者の文化芸術活動の推進	障害者の文化活動推進事業として、障害者の文化芸術活動の成果を披露する場を、引き続き提供していきます。 また、指定管理者や障害者団体と協力して、参加につながるよう情報の周知に努めます。	障害者支援課 障害者福祉センター 文化芸術・生涯学習課

２　交流機会の拡大

［施策の方向性］

障害への理解促進を目的に、障害者団体と市民の交流機会を設けることで、障害及び福祉に対する理解と認識を深めます。

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害児者等のつながりの提供	「特に障害児者等のつながりの拠点となれる場所」として、障害児者が安心して利用できるインクルーシブスペース（スヌーズレン室、感覚統合室）を整備します。	障害者支援課
市民まつり福祉会場等による障害者団体との交流	各団体が市民まつり福祉会場等において市民との交流を図ることや、手話コーラスなどにより障害者や福祉に関する啓発活動を行い、理解の促進を図ります。	障害者支援課

３　地域福祉の推進

［施策の方向性］

障害者の支援には、行政機関や事業所による支援だけでなく、市民、地域団体、ボランティアが相互に協力し、助け合う地域での支え合いが必要です。そのため、関係機関と連携し、ボランティアの育成・確保に努めるとともに、地域住民の意識の向上を図り、自助・共助・公助が一体となった地域福祉の推進に取り組みます。

事業名	事業内容と目標	実施主体
ボランティアの育成・啓発	障害の特性を理解し、ボランティアの育成に必要な養成講座を開催することで、ボランティアの確保に努めます。関係機関と連携し、ボランティア活動の広報や研修を実施することで、障害分野におけるボランティア活動の充実を図ります。	ボランティアセンター 障害者福祉センター

用語解説

あ行

ＩＣＴ（Information and Communication Technology）

（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）

情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。
我が国が抱える様々な課題（地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等）に対応するため、社会の様々な分野におけるＩＣＴの効果的な利活用が不可欠です。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活で営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

インクルージョン

障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが地域社会の一員として受け入れられ、必要な支援を受けながら、社会のあらゆる場面に参加できることを目指す考え方。障害福祉の分野では、障害のある人を社会に適応させるのではなく、社会の環境や仕組みを整え、誰もが参加できる社会をつくるという考え方。

か行

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、貢献していくことができる社会。性別、年齢、障害など、人それぞれの違いを自然に受け入れ、支え合い、互いに認め合う社会のこと。障害者基本計画では、我が国が目指すべき社会として共生社会を掲げています。

共同生活援助（グループホーム）

身体障害者、知的障害者、精神障害者等が少人数で共同生活を送りながら世話人の支援を受ける福祉サービス。平成３０年に障害者の重度化・高齢化に対応できる類型として「日中サービス支援型」が創設されました。

権利擁護

障害者や高齢者など本人の意思がうまく表現できない状態にある人に対して、権利や尊厳が脅かされることなく本人の自己決定が尊重された、安心で安全なその人らしい生活を送ることができるように支援すること。

合理的配慮

障害のある人から、社会のなかにあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。令和３年に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、障害のある人に対する合理的配慮が義務化されている行政機関に加え、事業者にも令和６年より義務として求められるようになりました。

さ行

重症心身障害児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある人。先天性の疾患などで脳の機能に障害が残り、生活全般に介助を必要とします。

重度障害者

身体障害者手帳１級・２級、療育手帳Ａ以上、精神障害者保健福祉手帳１級に該当する人など。

障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法の施行により、市町村に障害者虐待センターの設置が義務付けられている虐待に関する相談や虐待発見時の通報窓口。

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害のある人の権利利益の擁護を目的に、虐待の禁止、予防および早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護および自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めた法律。

障害者権利条約

障害者の人権及び基本的人権の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める国際条約。平成１８年１２月に国連総会で採択され、日本は平成１９年９月２８日に署名しています。その後、国内法の整備を経て、平成２６年１月２０日に障害者権利条約を批准しました。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害のある人への「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めており、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害のある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすために定めた法律。

障害者週間

毎年１２月３日から９日までの１週間です。１２月３日は国際障害者デーであり日本では障害者基本法の公布日でもあります。また１２月９日は従来の障害者の日でした。障害者基本法の改正により定められ、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害のある人や難病の人が地域で尊厳ある生活を営むことができるよう必要となる福祉サービスに関わる給付・地域生活支援事業やそのほかの支援を総合的に行うことを定めた法律。

障害者福祉推進会議

「共に生き、共に築く、私たちのまち－流山」を基本理念とする流山市障害者計画の推進を図るために、流山市障害者計画及び流山市障害（児）福祉計画に係る事業の分析・評価など、流山市の障害福祉の推進に関する施策について審議する会議体。

障害者福祉センター

障害のある方の自立と社会参加を促進するため、生活相談や機能訓練、創作的活動、レクリエーションの場などを提供する施設。

障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」という名称です。国や地方公共団体等は、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることとされています。

情報アクセシビリティ

“アクセシビリティ”を訳すと「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」となり、障害のある人や高齢者がパソコンやウェブページなどの情報資源を不自由なく使えることが求められています。地方公共団体でも積極的にアクセシビリティを考慮したホームページ制作に取り組んでいます。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患を有する人、身体障害者手帳を持っている人、身体に障害を有する児童のための制度で、それぞれ精神通院医療、更生医療、育成医療の３種類があり、原則として医療機関での利用者負担１割で受診をすることができます。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって、ひとりで決めることに不安や心配な人が、いろいろな契約や手続きをする際に、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度

本人がひとりで決められるうちに、将来、障害や認知症の場合に備えて、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくもの。

法定後見制度

本人がひとりで決めることが心配になった際に、法律行為（財産管理や契約の締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の意思を尊重しながら代理して行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行うもの。

本人の不安に応じて、判断能力が不十分な方を対象とする「補助」、判断能力が著しく不十分な方を対象とする「保佐」、判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする「後見」の 3 つの類型がある。制度利用には、家庭裁判所に本人、配偶者又は四親等内の親族等が申立てを行う必要がある。なお、身寄りがない場合は市区町村長が申立てを行うことができる。

相談支援事業所

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように相談できる施設です。流山市の委託している相談支援事業所は、市内３か所（すみれ、まほろば、ファーレ）と市外１か所（サポートセンター沼南）があります。流山市が相談支援事業所に委託している内容は以下のとおりです。

①障害者相談支援事業（福祉サービスの利用や地域生活に関する相談等）
②権利擁護事業（虐待、差別、成年後見制度に関する相談等）
③流山市地域自立支援協議会の運営

た行

地域生活支援拠点等

障害児者の重度化・高齢化を踏まえ、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制作り）を整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。１事業所で複数の機能を担う多機能型と市内の事業所に機能を分散させて行う面的整備型など、市町村により形態が異なります。

地域自立支援協議会

地域の障害福祉に関するシステムづくりで中核的な役割を果たすために、平成２１年に設置された定期的な協議の場で、５つの専門部会を擁します（就労支援部会、権利擁護部会、地域生活支援部会、相談支援部会、こども部会）。

地域ＢＣＰ

事業所ごとの自施設における業務継続計画である機関型 BCP、事業所種別による協力体制を踏まえた連携型 BCP でも対応できない大規模な災害が発生した場合に、災害関連死や二次健康被害を防ぐための福祉的支援を行う目的で発動する、地域全体の BCP です。事業者から寄せられた安否確認情報、施設の被害状況、支援要請等を市で集約・調整し、被災施設への応援人材派遣、被災者の搬送や受入などの人的･物的支援について相互支援する仕組みとなっています。

チャレンジドオフィス

一般企業等への就労を希望する障害者が、支援員とともに業務に従事することで、就労する上での不安や課題の解消やスキルの向上を図りステップアップを目指す場所です。多くは自治体に設置され、流山市には市役所内に「チャレンジドオフィスながれやま」があります。

デフリンピック

デフ＋オリンピックのこと。デフ（Deaf）とは、英語で「耳が聞こえない」という意味です。「きこえない・きこえにくい人のためのオリンピック」であり、４年に１度開催されるデフアスリートのための国際的な総合スポーツ競技大会です。

な行

流山市総合計画

総合計画は、総合的かつ計画的な市政経営を進めるための本市の最上位計画で、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の３つで構成されています。計画期間は基本構想が令和２年度から令和１３年度、基本計画は令和２年度から令和１１年度、実施計画は３年間で行政評価を活用したローリング方式により毎年度見直しします。

は行

発達障害

生まれつきの脳機能の発達の特性により、対人関係やコミュニケーション、行動、学習の面で生活上の困難が生じる障害。「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）に類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するもの」として政令で定められています。

バリアフリー

障害の有無や年齢に関わらず、一人ひとりが自立し、お互いを尊重して社会生活を送るため、生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、新しいバリアを作らない施策を指す用語です。障壁（バリア）は物理的なバリア、制度的なバリア、文化・情報面でのバリア、意識上のバリアが挙げられます。

パラリンピック

国際パラリンピック委員会が主催する、障害者スポーツの総合競技大会で、オリンピックと同じ年に同じ場所で開催されます。車いすテニス、車いすバスケットボール、ゴールボール、ボッチャ、陸上競技などの競技があります。

ＰＤＣＡサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を合わせた用語で、業務や事業をPDCAのサイクルによって継続的に改善し続けることです。従来は生産管理や品質管理に用いられた用語で、あらゆる分野で提唱されています。

福祉施策審議会

市の附属機関の一つで、福祉に関する主要な施策に関し必要な調査及び審議を行い、又は建議します。

福祉タクシー利用券

流山市では重度障害者（身体障害者手帳３級の肢体不自由(上肢機能障害を除く。また、複数の障害がある場合においては、肢体不自由(上肢機能障害を除く。)のみの障害等級の合算による等級が3級となるものを含む。)のもの）が市と契約した福祉タクシーを利用した際に、運賃の一部を助成するための券です。

ら行

理学療法士

歩行訓練などの運動療法や電気刺激やマッサージなどの物理療法を通して、日常動作の機能回復に向けたリハビリテーションを行う専門家です。理学療法士は医療・福祉分野をはじめ、スポーツ分野などでも活躍しています。

流　山　市　障　害　者　計　画

令和９年度～令和１４年度

発　　行　令和９年３月
企画・編集　流山市 健康福祉部 障害者支援課

住　　所　〒270-0192　千葉県流山市平和台１丁目１番地の１
電　　話　０４－７１５８－１１１１（代表）
　　０４－７１５０－６０８１（直通）
Ｆ　Ａ　Ｘ　０４－７１５８－２７２７



流山市
Nagareyama City